

あさぎり町人権擁護に関する条例

平成 15 年 4 月 1 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての町民の人権が真に尊重され、平和で明るい町づくりに寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を積極的に推進するとともに、町民の人権擁護意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、自ら人権尊重の意識を高め、町民相互に基本的人権を尊重し、平和で明るく心豊かな町づくりに努めるものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、[第 1 条](#)の目的達成に必要な社会的福祉の向上、教育の充実及び人権擁護意識の高揚等に関する施策を総合的に推進するように努めるものとする。

(啓発活動等の充実)

第 5 条 町は、町民の人権擁護の意識高揚を図るため、人権教育の推進と啓発活動の充実に努めるものとする。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。